

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）（別紙・別表）新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改正後		現行	
別紙 [略]		別紙 [略]	
(別表1)		(別表1)	
用語	定義	用語	定義
農地中間管理機構	[略]	農地中間管理機構	[略]
農用地等	[略]	農用地等	[略]
農地中間管理事業	<u>機構法第2条第3項に規定する「農地中間管理事業」をいいます。</u>	<u>[新設]</u>	
集落営農組織	経営所得安定対策実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第1の1の(1)の①の <u>イ</u> に規定する「集落営農」をいいます。	集落営農組織	経営所得安定対策実施要綱（平成22年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第1の1の(1)の②の <u>ア</u> に規定する「集落営農」をいいます。
特定農作業受委託契約	[略]	特定農作業受委託契約	[略]
経営転換	[略]	経営転換	[略]
農地の相続人	[略]	農地の相続人	[略]
隣接する農地	[略]	隣接する農地	[略]
人・農地プラン	人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第2の1の事業（人・農地プラン作成事業、人・農地プランの見直し支援等事業）別記1第1の人・農地プラン、地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1の事業（経営再開マスタープラン作成事業）で作成した経営再開マスタープラン及びこれら事業に準じて市町村が独自に作成・更新したプランをいいます。	人・農地プラン	人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第2の1の事業（人・農地プラン作成事業）別記1第1の人・農地プラン、地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1の事業（経営再開マスタープラン作成事業）で作成した経営再開マスタープラン及びこれら事業に準じて市町村が独自に作成・更新したプランをいいます。
農業振興地域	[略]	農業振興地域	[略]
被災農地貸付者	[略]	被災農地貸付者	[略]
自作地	[略]	自作地	[略]

共有農地	[略]
遊休農地	[略]
土地収用	[略]
利用権	賃借権、使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいいます。
農地利用集積円滑化団体	[略]
旧農地保有合理化法人	[略]
白紙委任	[略]

(別表2)

区 分	内 容	注意点	補助率
1 借受農地等管理事業費	第3の1の(1)の事業を実施するために直接に必要な農用地等の賃料、保全管理経費(管理経費(委託費を含む。)、土地改良区等から徴収される賦課金等、共同出役に代えて支払う金銭(委託費を含む。))		[略]
2 農地集積奨励金	[略]		[略]
3 農地中間管理事業等推進事業			
謝金	第3の1の(1)及び(3)の事業を実施するために直接に必要な事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対する謝礼		[略]
旅費	第3の1の(1)及び(3)の事業を実施するために直接に必要な都道府県、機構の経費及び専門家等に支払う経費		[略]

共有農地	[略]
遊休農地	[略]
土地収用	[略]
利用権	賃借権、使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいいます。
農地利用集積円滑化団体	[略]
旧農地保有合理化法人	[略]
白紙委任	[略]

(別表2)

区 分	内 容	注意点	補助率
1 借受農地等管理事業費	第3の1の(1)の事業を実施するために直接に必要な農用地等の賃料、保全管理経費(管理経費、土地改良区等から徴収される賦課金等、共同出役に代えて支払う金銭)		[略]
2 農地集積奨励金	[略]		[略]
3 農地中間管理事業等推進事業			
謝金	第3の1の(1)及び(2)の事業を実施するために直接に必要な事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対する謝礼		[略]
旅費	第3の1の(1)及び(2)の事業を実施するために直接に必要な都道府県、市町村、機構(設立予定の法人として、別紙様式第1号の2に		[略]

事務等経費	第3の1の(1)及び(3)の事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、借受希望者募集宣伝費(第3の1の事業で機構が行うものに限ります。)、雑役務費(手数料、自動車損害保険料(第3の1の事業で取得した貨客兼用自動車に係るものに限ります。)等)、借上費(会場借料、事務所使用料、パソコン等のリース料)、 <u>事務所等使用料(負担金)、</u> 消耗品、賃金(臨時的に雇用した者、機構の役職員に支払う実働に応じた対価、都道府県及び機構職員の時間外労働に応じた対価)、諸手当(臨時的に雇用した者、機構の役職員に係るものに限ります。)、共済費(臨時雇用者、機構役職員等の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金)、労働者派遣料、弁護士相談料(第3の1の事業で機構が支払うものに限ります。)、市町村に対する農用地利用配分計画の原案作成に係る協力金(第3の1の事業で機構が支払うものに限ります。)	[略]	
備品費	第3の1の(1)及び(3)の事業の実施するために直接に必要な貨客兼用自動車、事務用机、椅子及び書庫ロッカー(第3の1の(1)及び(3)の事業で機構が購入するものに限ります。)	[略]	[略]
委託費	第3の1の(3)のイの事業に必	[略]	[略]

	記載した法人を含みます。以下、第3の1の(3)のア及びイの事業について同じです。)の経費及び専門家等に支払う経費		
事務等経費	第3の1の(1)及び(2)の事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、借受希望者募集宣伝費(第3の1の事業で機構が行うものに限ります。)、雑役務費(手数料、 <u>印紙代、</u> 自動車損害保険料(第3の1の事業で取得した貨客兼用自動車に係るものに限ります。)等)、借上費(会場借料、事務所使用料、パソコン等のリース料)、消耗品、賃金(臨時的に雇用した者、機構の役職員に支払う実働に応じた対価、都道府県及び機構職員の時間外労働に応じた対価)、諸手当(臨時的に雇用した者、機構の役職員に係るものに限ります。)、共済費(臨時雇用者、機構職員等の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金)、労働者派遣料、弁護士相談料(第3の1の事業で機構が支払うものに限ります。)、市町村に対する農用地利用配分計画の原案作成に係る協力金(第3の1の事業で機構が支払うものに限ります。)	[略]	
備品費	第3の1の(1)及び(2)の事業の実施するために直接に必要な貨客兼用自動車、事務用机、椅子及び書庫ロッカー(第3の1の(1)及び(2)の事業で機構が購入するものに限ります。)	[略]	[略]
委託費	第3の1の(1)及び(2)の事	[略]	[略]

	要な取組を他の者に委託するために必要な経費（受託者に支払う実働に応じた賃金、共済費等を含みます。）		
公課費	印紙税、自動車重量税（本事業で取得した自動車に係るものに限ります。）		[略]
測量費	[略]	[略]	[略]
予納金	[略]		[略]
その他経費	[略]		[略]
4 条件整備資金利子助成事業			
[略]	[略]		[略]
5 機構業務支援事業			
謝金	[略]		[略]
旅費	[略]		[略]
事務等経費	第3の1の(5)の事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、宣伝費、雑役務費（手数料、印紙代）、借上費（会場借料、パソコン等のリース料）、消耗品、賃金（事業を実施するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価）、専門員等設置費（本事業を実施するため、新たに雇用した専門員（企画・運営、各種調査、分析、相談等業務を行うための専門技術・知識を有する者）に対して支払う実働に応じた対価）、技能者給（本事業を実施するため、追加的に必要となる専門的知識、技能を要する業		[略]

	業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費（受託者に支払う実働に応じた賃金（ <u>機構事業だけに従事することが明らかな場合はこの限りではありません。</u> ）、共済費等を含みます。）		
公課費	自動車重量税（本事業で取得した自動車に係るものに限ります。）		[略]
測量費	[略]		
予納金	[略]		
その他経費	[略]		
4 条件整備資金利子助成事業			
[略]	[略]		[略]
5 機構業務支援事業			
謝金	[略]		[略]
旅費	[略]		[略]
事務等経費	第3の1の(5)の事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、宣伝費、雑役務費（手数料、印紙代）、借上費（会場借料、パソコン等のリース料）、消耗品、賃金（事業を実施するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価）、専門員等設置費（本事業を実施するため、新たに雇用した専門員（企画・運営、各種調査、分析、相談等業務を行うための専門技術・知識を有する者）に対して支払う実働に応じた対価）、技能者給（本事業を実施するため、追加的に必要となる専門的知識、技能を要する業		[略]

		務に対して支払う実働に応じた対価)、諸手当、 <u>共済費（社会保険料及び児童手当拠出金）</u>		
	委託費	[略]		[略]
	その他の経費	[略]		[略]
6	機構集積協力金交付事業費			
	[略]	[略]	[略]	[略]
7	農地情報公開システム整備費			
	[略]	[略]		[略]
8	農地台帳システム整備費			
	[略]	[略]		[略]
9	機構集積支援事業			
	[略]	[略]	[略]	[略]

[略]

		務に対して支払う実働に応じた対価)、諸手当		
	委託費	[略]		[略]
	その他の経費	[略]		[略]
6	機構集積協力金交付事業費			
	[略]	[略]	[略]	[略]
7	農地情報公開システム整備費			
	[略]	[略]		[略]
8	農地台帳システム整備費			
	[略]	[略]		[略]
9	機構集積支援事業			
	[略]	[略]	[略]	[略]

[略]